



**い す み 市  
国 民 保 護 計 画  
概 要 版**

**平成 1 8 年 1 2 月 策 定  
令 和 5 年 4 月 改 定**

**い す み 市 国 民 保 護 協 議 会**

# 1

## いすみ市国民保護計画の策定について

### ●国民保護計画とは

平成16年9月に国民保護法が施行されました。これは、外部からの武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命・身体・財産を守り、国民生活や国民経済に与える影響が最小限となるよう、国・県・市町村などの役割分担を定めた法律です。

いすみ市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）は、武力攻撃やテロなどの兆候に関する情報が提供され、あるいは発生した場合において、警報の伝達、避難住民の誘導、救援等の国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するためのものです。

### ●市国民保護計画の策定にあたって

市国民保護計画は、国民保護法・国民の保護に関する基本方針（平成17年3月閣議決定）及び千葉県国民保護計画（平成17年度策定）と併せて、特に市及び関係機関の役割分担を定めるものです。位置付けとしては、図のようになっています。

### ●市国民保護計画の一部修正

国が示した市町村モデル及び千葉県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を一部修正しています。

### ●市国民保護計画の基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定めています。

1. 基本的人権の尊重

2. 国民の権利利益の迅速な救済

3. 国民に対する情報提供

4. 関係機関相互の連携協力の確保

5. 国民の協力

6. 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

7. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

8. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）  
平成16年9月施行

国民の保護に関する基本方針  
平成17年3月閣議決定

千葉県国民保護計画  
平成17年度策定

いすみ市国民保護計画  
平成18年度策定

いすみ市国民保護計画 修正  
令和5年4月 修正

市国民保護計画は、次の各編により構成されています。

【市国民保護計画の目次】

<p>第1編 総則</p>	<p>第1章 目的と構成          第2章 国民保護措置の基本的な方針          第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定          第4章 市の地理的、社会的特徴          第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p>
<p>第2編 武力攻撃事態及び          予測事態への備えと対処</p>	<p>第1章 平素からの備え          第1 組織及び体制の整備          第2 避難及び救援に関する平素からの備え          第3 生活関連等施設の把握等          第4 物資及び資材の備蓄、整備          第5 要配慮者の支援体制          第6 国民保護に関する啓発          第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処          第1 事態認定前の対処          第2 市対策本部の設置等          第3 関係機関相互の連携          第4 警報及び避難の指示等          第5 救援          第6 安否情報の収集・提供          第7 武力攻撃災害への対処          第8 被災情報の収集及び報告          第9 保健衛生の確保その他の措置          第10 国民生活の安定に関する措置          第11 特殊標章等の交付及び管理</p>
<p>第3編 緊急対処事態への備えと対処</p>	<p>第1章 総論          第1 基本的な考え方と対処          第2 事態想定ごとの被害概要          第3 平素からの備え          第2章 緊急対処事態への対処          第1 事態認定前の対処          第2 市緊急対処事態対策本部の設置等          第3 関係機関相互の連携と主な役割          第4 緊急対処事態への対処上の留意点</p>
<p>第4編 復旧等</p>	<p>第1章 応急の復旧          第2章 武力攻撃災害等の復旧          第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等</p>

### 3

## 関係機関の事務又は業務の大綱等

### ●市の地理的、社会的特徴

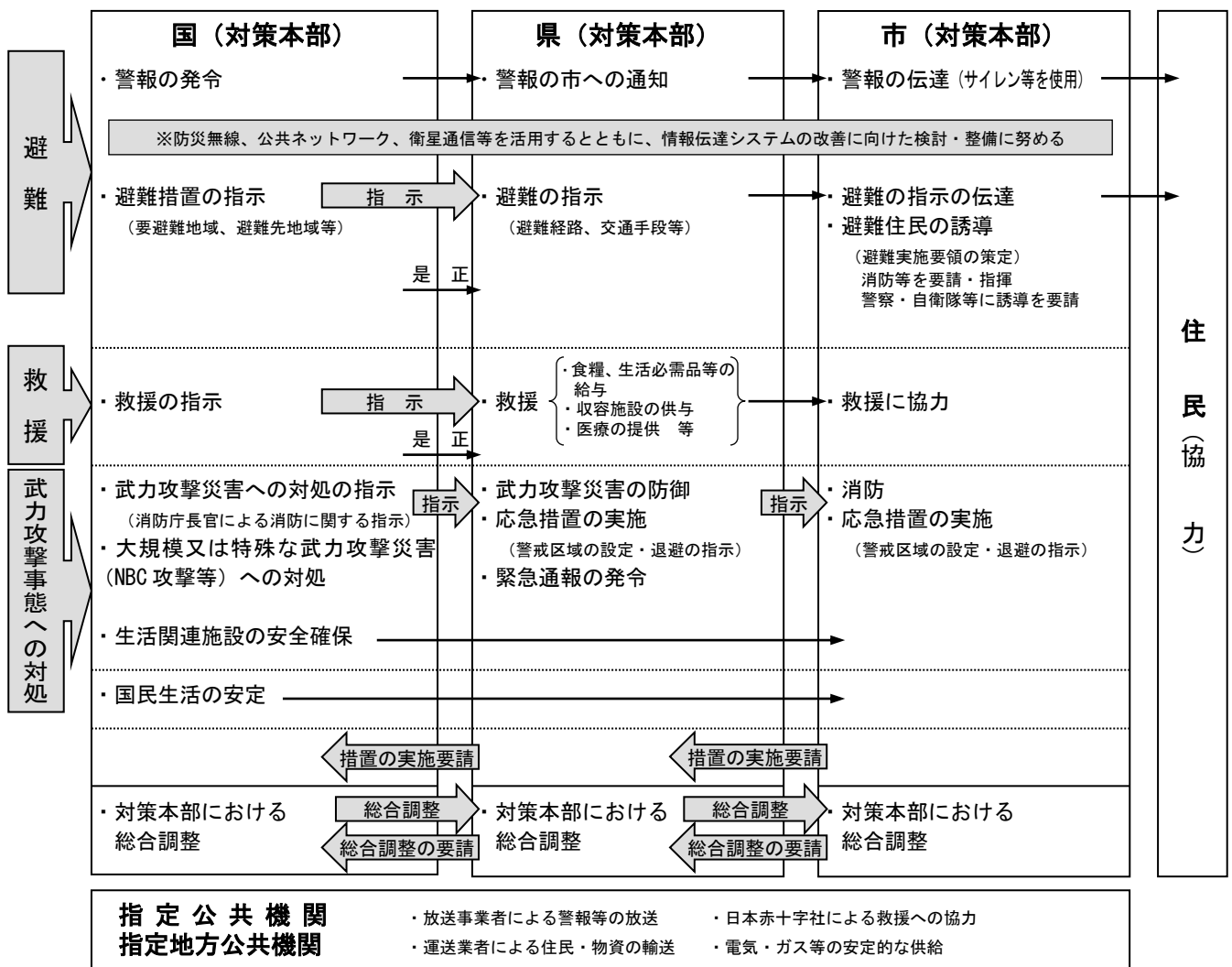
国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について整理し、これを踏まえた留意事項を以下のように設定しています。

本市は東京都心からは比較的離れた位置にあり、人口密度も比較的低い地域であるため、大都市部に比べれば想定される被害の規模それ自体は限定的なものとなりますが、地理的には地形の変化に富む海岸線を擁するため、海からの侵入や拠点の構築が比較的容易で、同時に「孤立地域」になりやすいことから、留意事項としては「首都東京攻撃への基地として利用されるおそれ」が挙げられます。

### ●国民の保護に関する措置の仕組み

国民保護措置については、国、都道府県、市町村で次のような仕組み、役割になっています。

【国民の保護に関する措置の仕組み】



## 4

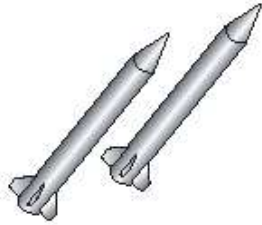
### 市国民保護計画の対象となる事態

#### ●武力攻撃事態の想定

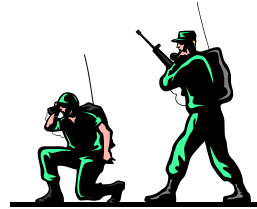
##### ■着上陸侵攻



##### ■弾道ミサイル攻撃



##### ■ゲリラ・特殊部隊による攻撃



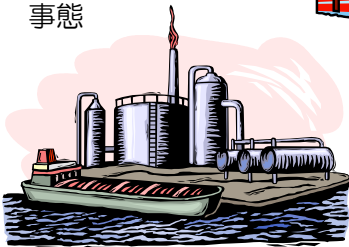
##### ■航空攻撃



#### ●緊急処理事態の想定

##### ■危険性を内在する

物質を有する施設に  
対する攻撃が行われる  
事態



■多数の人が集合する  
施設、大量輸送機関  
等に対する攻撃が  
行われる事態



■多数の人を殺傷する  
特性を有する物質等  
による攻撃が行われる  
事態



■破壊の手段として  
交通機関を用いた  
攻撃等が行われる  
事態



## 5

### 平素からの備えや予防

#### ●組織・体制の整備等

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を行います。具体的には、次のような項目を定めています。

- ・市の各部署における平素の業務
- ・市職員の参集基準
- ・消防機関の体制
- ・国民の権利利益の救済に係る手続等
- ・関係機関との連携体制の整備
- ・通信の確保、情報収集・提供等の体制
- ・国民保護措置の実施に必要な知識に関する研修及び訓練について必要な事項

●避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援に関する基本的事項を定め、運送事業者の輸送力、輸送施設の把握、生活関連施設の把握に努め、県が行う避難施設の指定への協力をします。

●物資及び資材の備蓄、整備

市における備蓄や管理する施設及び設備の整備点検等について定めています。

●国民保護に関する啓発

国民保護措置に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を定めています。

**6 武力攻撃事態等への対処**

●本部の設置

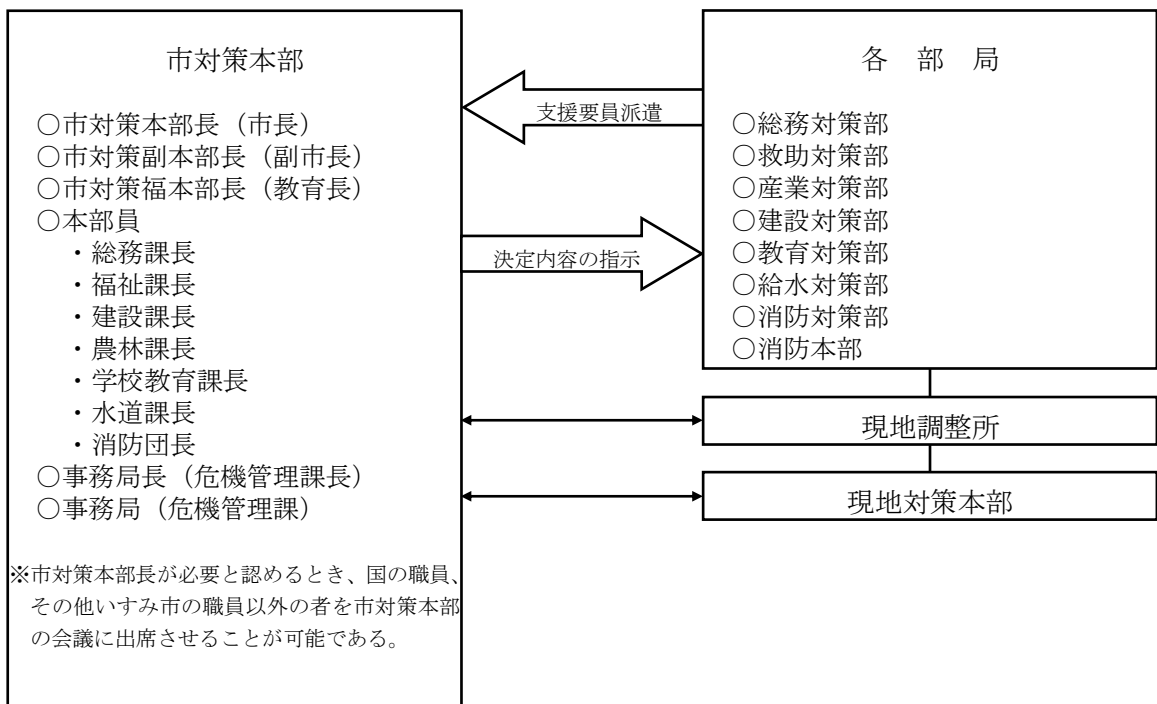
状況に応じた初動体制を、以下のように定めています。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合が多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害の他、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶の事故等とされている。

また、市国民保護対策本部の組織構成を、以下のように定めています。

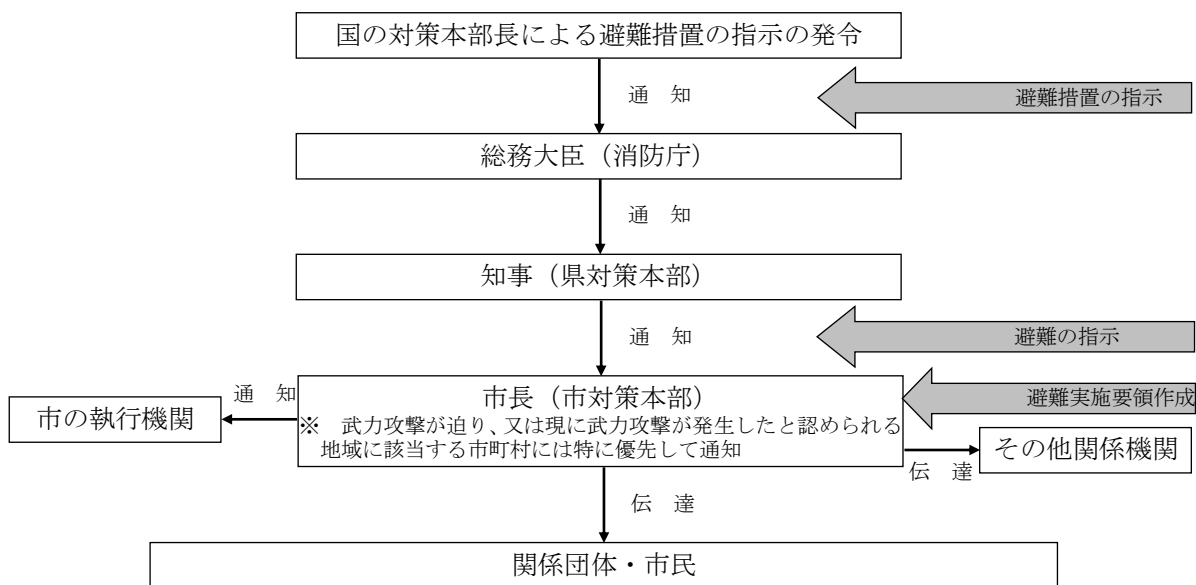


●関係機関相互の連携

国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について定めています。

●警報及び避難の指示等

警報の伝達及び通知等に必要な事項、また避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について定めています。避難の指示の通知・伝達の仕組みは次のとおりで、警報の通知・伝達の流れもこれとほぼ同様です。



※ 市長は避難の指示受領後、速やかに避難実施要項を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

## ●救援

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、救援を必要としている避難住民に対して、必要な措置を行います。「実施すべき措置」の内容としては、以下のものがあります。

- ・ 収容施設の供与
- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・ 医療の提供及び助産
- ・ 被災者の捜索及び救出
- ・ 埋葬及び火葬
- ・ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 死体の捜索及び処理
- ・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## ●安否情報の収集・提供

安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定めています。

## ●武力攻撃災害への対処

国、県、市が協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ少なくするために必要な措置を行います。生活関連等施設（例：水道などライフライン設備、鉄道など交通施設）の安全確保等、NBC（核兵器・生物兵器・化学兵器）攻撃による災害への対処、武力攻撃災害一般に対する応急措置等の事項を定めています。

生活関連施設の安全確保等	武力攻撃災害の兆候の通報 市が管理する施設の安全の確保 他の施設管理者に対する措置の要請 危険物質等に係る災害の防止及び排除 市による事前措置
NBC(*)攻撃による災害への対処 (* 核兵器, 生物兵器, 化学兵器)	応急措置の実施 汚染拡大防止のための措置 関係機関との対応 措置に必要な土地等への立入 要員の安全の確保
応急措置等	退避の指示 安全の確保等 応急公用負担等 消防に関する措置等



### ●被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定めています。

### ●保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定めています。

### ●国民生活の安定に関する措置

国民生活の安定のため次のような措置を行います。

- ・生活関連物資等の価格安定
- ・住民避難等の生活安定
- ・生活基盤等の確保

### ●特殊標章等の交付及び管理

市は、国民保護措置に係る職務等を行う者及びその職務等に使用される場所、車両等を識別するために使用する特殊標章及び身分証明書を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定めています。

【特殊標章】



## 7 緊急対処事態への対処

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においては、基本指針を踏まえれば、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行います。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の9.11テロにみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威です。

このため、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急対処事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられたため、より詳細に記述しています。

## 8 復旧等

### ● 応急の復旧

市は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定めています。

### ● 武力攻撃災害等の復旧

市は、管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定めています。

### ● 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定めています。



### 国民保護計画に関するお問い合わせ いすみ市国民保護協議会事務局

危機管理課 情報危機管理班

Tel 0470-62-2000

Fax 0470-63-1252

E-Mail : kikikanri@city.isumi.lg.jp

